

仙台市地域防災計画(中間案)からの主な修正点

仙台市地域防災計画(中間案)について、パブリックコメントや庁内調整を踏まえ修正した。主な修正点は次のとおり。

1 共通編

○ 地区防災計画

改正災害対策基本法を踏まえ、地域の居住者等から当該地域における防災活動等に関する計画(地区防災計画)を地域防災計画に定めることの提案があった場合、必要と認めたものを地域防災計画に定めることを追加した。(第1部第1章第4節「計画管理」)

○ 市民等の燃料確保

発災初期に自動車が必要な市民や企業は、平時からこまめな給油に努めることを追加した。(第2部第1章第2節「家庭や事業所で災害に備える」)

○ 災害時要援護者名簿

改正災害対策基本法を踏まえ、災害時要援護者名簿(避難行動要支援者名簿)の作成・更新及び避難支援に関わる関係者への提供について、市が保有する情報の活用や個人情報保護などを明確化した。(第2部第2章第11節「災害時要援護者対策の推進」)

2 風水害等災害対策編

○ 職員の配置・動員計画

応急仮設住宅、被災住宅の応急修理、り災証明に係る業務等、災害の程度が大きく、担当部のみで対応することが困難な場合、災害対策本部事務局が庁内支援体制の構築を図ることを明確化した。(第2章第3節「職員の配置・動員計画」、第33節「住宅応急対策計画」)

○ 避難計画

各部と災害対策本部事務局との役割分担を明確化するとともに、屋外への避難だけではなく、屋内の上階に避難するなどの安全確保措置を含めた避難勧告等の定義を整理した。

また、避難勧告等の伝達手段について、テレビのデータ放送などにより避難勧告等を幅広く市民に伝達するため、公共情報コモンズを通じ各報道機関等に情報提供することや、町内会等で構成される自主防災組織の会長等に電話連絡を行うことなどを追加した。

さらに、避難準備情報を発令したときの具体的な伝達手段について新たに明記した。(第2章第4節「避難計画」)

○ 風水害対策・地盤災害対策（パブリックコメント反映）

風水害等災害対策編の各節に重複記載があることから、重複している事項を削除、又は内容を統合するなど節の再整理を行った。（第2章旧第5節「風水害対策」、第5節（旧第6節）「地盤災害対策」）

○ 行方不明者の捜索・遺体安置所の設置

行方不明者の捜索の実施主体は仙台市であることを明確にした。

また、遺体安置所を開設した場合には、仙台市が受付を行い、検視・身元確認を行う警察に引き継ぐことを明記した。（第2章第21節「行方不明者の捜索・遺体の収容等に関する計画」）

○ 被災者台帳の作成及び活用

改正災害対策基本法を踏まえ、被災者台帳に記載する情報など被災者台帳の作成及び活用について新たに明記した。（第2章第35節「民生安定のための緊急措置に関する計画」）

3 地震・津波災害対策編

風水害等災害対策編の見直し（修正案）に伴い、地震・津波災害対策編の対応する節も同様に修正した。（第2章公助第3節「職員の配置・動員計画」、第4節「避難計画」、第21節「行方不明者の捜索・遺体の収容等に関する計画」、第33節「住宅応急対策計画」、第35節「民生安定のための緊急措置に関する計画」）

4 原子力災害対策編

○ 災害想定

宮城県地域防災計画[原子力災害対策編]を踏まえ、緊急事態区分の概要及び緊急事態区分とその判断基準（緊急時活動レベルEALという）の関係を書き加え、あわせて本文を修正した。（第1章第5節「仙台市の概況と災害想定」）

○ 各主体の役割と業務大綱

宮城県地域防災計画[原子力災害対策編]や関係機関の要請を踏まえ、宮城県等関係機関の業務大綱の記載を修正するとともに、日本銀行仙台支店を指定公共機関に追加した。（第1章第6節「各主体の役割分担と業務大綱」）